

## 東京都監察医務院死因情報提供委員会の運営要領

### 1 目的

この要領は、東京都監察医務院における死因情報の提供に関する基準（14 監医事第 1447 号平成 15 年 3 月 24 日院長決定）6 に基づき設置する死因情報提供委員会（以下「委員会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事項を定める。

### 2 所掌事項

委員会は、提供の申し出のあった死因情報に関し、その提供の可否等について院長に意見を具申する。

### 3 委員会は、部長監察医、監察医長、検査科長および事務長の職にある者をもって組織する。

### 4 委員長

- (1) 委員会に委員長を置き、委員長は、部長監察医の職にある者をもって当てる。
- (2) 委員長に事故あるとき又は当該死因情報作成の当事者である場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### 5 委員会の招集

委員会は、必要のつど、院長が召集する。

### 6 庶務

委員会の庶務は、事務室業務係において処理する。

#### 附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 20 日から施行する。